

四日市市告示第 1 7 3 号

四日市市身体障害者緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市身体障害者緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する要綱  
四日市市身体障害者緊急通報システム事業運営要綱（平成 2 8 年四日市市告示第 1 2 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 3 条 身体障害者緊急通報システムの利用対象者は、本市に居住し、前年分の所得税が非課税の世帯に属する在宅の重度身体障害者で、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>在宅において生活しており、属する世帯の状況が次のいずれかに該当する者</u></p> <p>ア <u>ひとり暮らし世帯</u></p> <p>イ <u>同居人が仕事等のために定期的及び継続的に長時間外出することにより、その間、その者一人になる状態がある世帯</u></p> <p>ウ <u>同居人の全てが心身の障害等により緊急時の対応が困難な世帯</u></p> <p>エ <u>同居人が仕事等のために定期的及び継続的に長時間外出することにより、その間、その他の同居人全てが心身の障害等により緊急時の対応</u></p>	<p>第 3 条 身体障害者緊急通報システムの利用対象者は、本市に居住し、前年分の所得税が非課税の世帯に属する在宅の重度身体障害者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>ひとり暮らし世帯又は同居人の全てが心身の障害等により緊急時の対応が困難な世帯に属する者</u></p>

<u>が困難となる世帯</u>	
(2) 及び(3) (略)	(2) 及び(3) (略)
2 (略)	2 (略)

第1号様式及び第4号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市身体障害者緊急通報システム利用申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所 四日市市

氏名 \_\_\_\_\_  
(対象者との続柄 \_\_\_\_\_)

次のとおり身体障害者緊急通報システムの利用を申請します。

対象者	住 所	四日市市		
	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	電話番号			
	身体障害者手帳	第 _____ 号 [障害名: _____ ( _____ 級)]		
健康状態	①病気がち ②寝たきり ③その他 ( _____ ) [病名など: _____ ]			
所得状況	①生活保護 ②前年分の所得税非課税			
申請理由				
緊急通報	別紙：データ表のとおり			
同居の状況	氏 名	続柄	身体状況・仕事等の状況など	
親族の状況	氏 名	続柄	住所・電話番号	
この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報（住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給の状況等）を利用することに同意します。				
年 月 日 氏名（対象者） _____ 印				
※自署の場合は押印を省略できます。				
利用の適否	適・否	調査・確認者	年 月 日	障害福祉課 _____ 印

第4号様式（第5条関係）

四日市市身体障害者緊急通報装置使用貸借契約書

ひとり暮らしの重度身体障害者等の緊急時の連絡手段を確保すること等を目的として、四日市市（以下「甲」という。）を貸主とし、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）を借主として、次のとおり四日市市身体障害者緊急通報装置使用貸借契約を締結する。

（貸与物件）

第1条 甲は乙に対し、緊急通報システム利用決定時に緊急通報装置等は無償貸与し、乙は次条以下の約定により、これを使用する。

（管理義務）

第2条 乙は、貸与された緊急通報装置等を適切に維持管理するとともに、その責めに帰すべき事由により緊急通報装置等を滅失し、又は毀損したときは、これによって甲が被った損害を賠償しなければならない。

（転貸等の禁止）

第3条 乙は、当該緊急通報装置等を他人に譲渡し、転貸し、担保に供する等の目的外に使用し、又は甲の承認を得ないで当該緊急通報装置等の設置場所を移転してはならない。

（貸与期間）

第4条 甲が緊急通報装置等を貸与する期間は、乙が緊急通報システムを必要としなくなったときまでとする。

（使用料の負担）

第5条 毎月の電話使用料については、回線使用料、度数料は乙の負担において、当該緊急通報装置等の保守点検料については甲の負担において支払うものとする。

（解除）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 緊急通報システムを必要としなくなったとき。
- (2) 四日市市身体障害者緊急通報システム事業運営要綱に違反したとき。
- (3) 緊急時に対応可能な者が同居することとなったとき。
- (4) 利用者が回線使用料又は度数料の負担を怠ったとき。

（緊急時の処置）

第7条 緊急通報によって出動した救急隊等が、救助のために必要上、乙の家屋等を破損した場合には、乙の責任で修繕するものとし、甲は、一切責任を負わない。

（報告義務）

第8条 乙は、あらかじめ設定した緊急通報先に変更があったとき及び緊急通報装置等が故障等により、使用不能となったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（協議）

第9条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれを1通所持する。

年 月 日

甲（貸与人） 四日市市諏訪町1番5号  
四日市市  
四日市市長

乙（借受人）

住 所 四日市市\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※自署の場合は押印を省略できます。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)